

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	32
契約番号	29農振財契第1074号
件名	小型焼却炉移動解体業務委託
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 (東京都立川市富士見町3-8-1)
概要	小型焼却炉移動解体業務委託 東京都農林総合研究センターに設置されている小型焼却炉2基について、現地で養生を施し、中間処理場まで運搬を行い、焼却炉の除染・解体を行なった後、各々の廃棄物を適正に処分する。 (詳細は別紙仕様書のとおり)
履行期間	契約確定の日から平成30年3月30日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	次の①及び②の要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	平成29年12月27日(水) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	平成29年12月11日(月)から同月15日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 星野 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 大沼 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/

仕 様 書

1 件 名 小型焼却炉移動解体業務委託

2 履行場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎
東京都立川市富士見町三丁目8番1号

3 履行期限 平成30年3月30日

4 作業概要

東京都農林総合研究センターに設置されている小型焼却炉2基について、現地で養生を施し、中間処理場まで運搬を行い、焼却炉の除染・解体を行なった後、各々の廃棄物を適正に処分する。

5 作業対象設備の概要

(1) 小型焼却炉1：メーカー名 ゼネラル商事（日本プライブリコ）

型 式 IC-8 No.15750

処理能力 40-85 kg/時

火格子面積 0.73 m²

製造年月日 平成6年3月24日

寸 法 炉体 1300×900×1800

煙突 1800×3本

(2) 小型焼却炉2：メーカー名 メイセー

型 式 ML-3A No.3108

処理能力 60 kg/時

火格子面積 0.48 m²

製造年月日 不明

寸 法 炉体 1020×1020×1200

煙突 1800×2本

6 仕様内容

(1) 事前分析

同センター立川庁舎敷地内にある小型焼却炉2基から炉内付着物をサンプリングして事前分析を行う。なお、事前分析の項目は、ダイオキシン類及び重金属類（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素及びセレン）とする。

(2) 各行政への申請

財団及び小型焼却炉受入先の中間処理施設を管轄する環境事務所等との事前相談、解体工事計画書作成及び提出並びに解体工事完了報告書の作成及び提出を行う。

(3) 小型焼却炉の移動・収集運搬

作業員の有害物質暴露防止対策を施した上で、同センター立川庁舎敷地内にある

小型焼却炉 2 基を、周辺環境に配慮しつつ、熱を加えない方法により、焼却炉本体と煙突を切り離す。また、収集運搬中に焼却炉内付着物等が飛散しないよう厚さ 0.15mm 以上のポリシート等で養生を行い、車両へ積み込み、収集運搬を行う。

(4) 周辺環境調査

立川庁舎での移動作業前及び移動作業中に「東京都廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱（平成 14 年 11 月 13 日付 14 環改規第 116 号）」に記載されている周辺環境調査を行う。

(5) 小型焼却炉除染・解体・処理

産業廃棄物処理業（処理方法：洗浄）の許可を有している施設で、受入時から作業完了まで周辺環境へ十分配慮した上で、焼却炉内の除染、解体、処理及び処分を行うものとする。

(6) 法令等の遵守

作業の実施にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について」（平成 26 年 1 月 10 日付基発 0110 第 2 号）を熟知の上、東京都廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱（平成 14 年 11 月 13 日付 14 環改規第 116 号）及び、小型焼却炉受入先の間処理施設を管轄する都道府県（政令指定都市又は中核市も含む）が発令している廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針等を遵守し、解体工事における作業者のダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺地域に対する安全にも十分配慮して行うものとする。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか、関係法令等も併せて遵守するものとする。

(7) 一般事項

① 本仕様書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。

② 本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上又は性質上、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。なお、本仕様書に記載されていない工法であっても、本仕様書の意図を十分に反映し、同等以上の工法がある場合は財団と協議し、承諾を得た上で採用することができる。

③ 本仕様書に疑義が生じた場合は、財団と受注者が協議の上決定する。ただし、本仕様書に明示されていない事項であっても、所管する行政等の指導により施工上必要な工程が発生した場合は所管する行政の指示に従い、財団の負担で施工するものとする。

④ 法令、条例、規則等の遵守及び手続きの代行

受注者は、作業にあたり関係ある法令、条例、規則等を遵守し、必要な届出手続き等を遅滞なく代行し、作業の円滑な進捗を図らなければならない。

⑤ 作業日時

作業は土日祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時の間とする。

⑥ 作業用機械器具等

受注者は、財団の所有する現場の機械器具等について、本仕様書で特記がない限り使用してはならない。ただし、財団が作業上やむを得ないと認めた場合は、財団の承諾のもとこれらの機械器具等を使用することができる。

⑦ 作業現場の管理

・ 作業現場に係る現場責任者については、作業の管理運営に必要な知識と経験及

び資格を有するものを配置すること。

- ・ 現場責任者は、作業現場において、常に清掃及び材料、工具その他の整理を実施させる。
- ・ 作業を担当する作業員も、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者又は、ダイオキシン類等作業従事者特別教育修了者等、作業に必要な資格を有するものを配置すること。

⑧ 光熱水費

電気料及び水道料は財団が負担する。ただし、作業場所から既設の電源、水栓等にアクセスできず、発電機等を使用する場合には受託者の負担とする。

⑨ 守秘義務

この契約の履行に際し知り得た情報や資料は全て財団及び東京都の個人情報であり、許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

⑩ その他

- ・ 受注者が本仕様書の定めを守らずに生じた事故は、たとえ作業終了後であったとしても受注者の負担において処理しなければならない。
- ・ 作業等の工程上又は施工上において、周辺住民の通行、財団の施設等に伴う運営管理業務に支障が生じないよう財団と協議の上、必要な処置を講じること。

7 安全管理

受注者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関連法規等の定めるところにより、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めなければならない。なお、安全管理に伴う費用については受注者の負担とする。

- (1) 作業に適した衣服を着用し、特別な場合のほか、保安帽・手袋は必ず着用し、安全作業に徹すること。
- (2) 高所作業に際しては、足場の架設又は、高所作業車等を使用し、安全帯を着用し転落事故に対する防止策を講じることとする。なお、足場用機材及び架設方法は、施工する作業に適した確実なものとする。
- (3) 収集運搬車両へ積込時の玉掛けは確実にし、荷上途中からの落下等のないようにすること。また、作業に際しては、危険防止上適正な防具、工具、機材を使用し、かつ、作業員が吊荷の下部区域へ行かないよう注意しながら作業すること。
- (4) 作業目的に合わせ、適正な機械、工具を使用すること。
- (5) 電気機械器具は、十分に整備されたものを使用すること。
- (6) 車両の敷地への入構は、一般通行者、職員、庁有車等に注意して安全に行うこと。
- (7) 高所作業やクレーン作業等を行う場合には、周囲の通行人、通行車両に十分注意し、必要に応じて誘導員を配置すること。
- (8) 安全のため、場内通路を一部通行止にする場合には、迂回路表示を行い、誘導員を配置すること。また、通行止にする場合にはその旨を作業計画書に明示すること。
- (9) 事故報告書
施工中に事故があった時には、速やかに適正な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等を財団に速やかに報告しなければならない。

8 提出物

(1) 事前確認書類の提出

各業務開始前に下記の書類を財団に提出し、承認を受けること。

ア 産業廃棄物収集運搬業許可証(写)

イ 産業廃棄物処分業許可証(写)

ウ 収集運搬車両一覧表

エ 作業フロー図

オ 作業計画書

計画書には下記のものを含めること。

- ・ 作業管理組織図

統括責任者、現場代理人(現場責任者)、特別管理産業廃棄物管理責任者、
作業者名簿等

- ・ 作業工程表

作業フロー図を参考に、各工程の作業日程、搬入・搬出ルート、重量機
器搬出計画を含め作成すること。

(2) 報告書

印刷物 (A4 ファイル綴じ) 及び電子データ (CD-ROM) 各 1 部

施工前、施工中、施工後の写真を報告書としてまとめること。

記録写真の撮影は、「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)の最新版に
よる。

また、本業務に係る全てのマニフェストを提出すること。

9 支払方法

(1) 前金払については、行わない。

(2) 契約代金は、完了検査合格後に請求することができる。本業務の履行状況はマニ
フェストD票により確認する。

10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保す
る環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守するこ
と。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関
する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質 減少装置装着
証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

11 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 大沼

TEL 042-528-0505 FAX 042-522-5397

【作業フロー】

現地調査



事前分析用サンプリング



分析結果



安全衛生管理体制の確立

保護具の選定・管理区域の決定



作業計画書の作成・提出



作業足場等仮設



開口部密閉養生



負圧誘引機設置



分割箇所・局所密閉養生



手持ち工具等による分制作業



搬出作業



洗浄施設搬入



汚染物除染作業



分別解体



廃棄物の搬出・マニフェスト発行



中間処理工場・最終処分場



作業報告書の作成・マニフェスト提出